

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《長崎県》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
発電所・変電所等の主任技術者の選任義務の緩和	電気事業法施行規則第56条	<p>【経済産業省】</p> <p>○再生可能エネルギー関連の発電所・変電所における主任技術者資格要件の緩和</p> <p>対応できない。(省庁回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電圧階級ごとに免状の種類を設定しており、電圧階級が上がるに伴いリスクも増加する。 ● 昨今の再生可能エネルギーは、大型化、大容量化、高電圧化が進んでおり、事故の際に停電をもたらす波及事故を引き起こす可能性がある。 ● 技術及び知識のレベルが高い技術者が維持管理を行う必要がある。 →離島部においては、波及事故のリスクが軽減できると考えることから、離島部に限っては緩和ができないか、経済産業省に継続協議。 	なし
	同規則第52条第1項(主任技術者制度の解釈及び運用(内規)3.)	<p>○潮力発電における複数の発電所等を直接統括する事業場設置の容認</p> <p>統括事業場による保安管理を認めることはできない。(省庁回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統括事業場による管理は、発電所の事故実績等の保安状況を確認した上で認めるとしている。 ● 現行、風力、太陽電池発電設備、水力発電所のみ認めている。 ● 潮力発電所については、稼働が少なく、保安実績の確認ができない。 →一定の保安実績が担保された場合には、統括事業場による保安管理が可能であるか、経済産業省に継続協議。 また、稼働実績が少ないとは言え、保安に係るシミュレーションに基づき、特区としての実証が可能であるか経済産業省に継続協議。 	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
	同規則52条第3項ただし書 (同内規5.①、③)	○ <u>海域等のより広範な範囲内の複数発電所等を対象とした主任技術者の兼任容認等、主任技術者の兼任要件の緩和</u> 兼任制度については、潮力発電所についても活用できる。ただし、高压以下(2,000kW以下)の設備に限るとされているところ。(省庁回答) →この上限値の緩和ができないか、経済産業省に継続協議。	なし
水素製造に係る保安要員及び製造量規制の緩和(1日30Nm ³ 以上の製造設備に課せられる「漏えい、地震、火災、温度等に対する自動検知及び自動停止装置を設置」義務の緩和)	一般高压ガス保安規則第7条の3	【経済産業省】 現行法により対応可能である。(省庁回答) ● 一般高压ガス保安規則第7条の3第1項により建設する場合の要求事項には、要望内容の措置は義務付けられていない。	なし
水素設備基準の緩和(公道上での燃料電池車への水素充填を可能とするための規制緩和)	一般高压ガス保安規則第8条、第12条	【経済産業省】 公道上は火気が存在が否定できず、安全が担保できないことから対応できない。(省庁回答) ● 公共の安全を担保するという目的の下、技術的な安全性の検証を経た上で、必要な基準の見直しを実施しているところ。 ● 技術的な検証に基づく措置であることから、全国的な一般措置が基本であり、特区による措置に馴染まないものと考えられる。 →公道上であるとは言え、充填時に防護柵等で火気が存在しない方策を講ずることを条件に緩和することはできないか、経済産業省に継続協議。	なし

* 上記以外の提案項目についても、担当各省と協議中。